

障がい者の社会への“完全参加と平等”を！

ときめきFukuoka

2018.11
No.242

特集

共生社会の実現を目指して

～福岡市障がい者差別解消条例が施行されます～



- 05 福障協だより 「平成30年度 障がい者週間記念のつどい開催のご案内」
- 07 身障協会だより 「第59回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会・第49回政令指定都市身体障害者親善スポーツ大会」報告
- 11 11月・12月の福祉用具情報～福岡市介護実習普及センターより～



共生社会の実現をめざして

福岡市障がい者差別解消条例が施行されます

福岡市保健福祉局長 永渕 英洋



条例ができた経緯を教えてください。

平成27年度に、市内の40を超える障がい者団体から条例制定の強い要望をいただきました。障がいを理由とする差別をなくすことは、障がいのある人の人権の観点からも施策を進める上で最優先に取り組むべき課題であり、福岡市が市政の柱の一つとして推進している「ユニバーサル都市・福岡」にふさわしい効果的な施策を実施することにつながることから、条例制定に向け取り組むこととしました。平成28年度以降、障がい当事者をはじめとした様々な方から多くある方が困ることについて、自然

のご意見、熱心な議論をいただきながら検討を進めてきましたが、今年の6月に条例が制定となり、来年1月から施行されます。

この条例で福岡市は

何を目指していますか？

障がいを理由とする差別のない社会、つまり「共生社会の実現」です。障がいのある方は、誤解や無理解、偏見などから、日常生活で様々な不利益な取扱いを受けることが少なくありません。この条例は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、安心して生活できる地域社会を構築することを目指してつくられました。

差別をなくすためには

何が必要でしょうか？

第一に、障がいや差別について理解を深めていくことだと思います。差別しようという気持ちがなくても、気づかぬうちに差別となっていることがあります。でも、気づかぬうちに差別となつていて、それが得ます。

「知る」ということが、障がいのある方が困ることについて、自然

に思いをめぐらせられるようになる第一歩だと考えます。

福岡市としても、理解を深めてもらうための啓発活動を継続して行つていきます。

差別が起きた場合の

解決方法を教えてください。

「差別した側」と「差別された側」という対立構造で考えるのではなく、建設的な対話を通じて解決していくという姿勢が重要だと考えています。そして、当事者間で解決が難しい場合は、専門の相談窓口を設置していますので、「これは差別ではないのか？」と思ったときは相談していただきたいと思います。（相談窓口については6ページをご覧ください。）

条例の見直しも

検討しているのですか？

まずはこの条例が十分に効果をあげるようしっかりと取り組むことが重要ですが、今後、条例を運用していく中で、社会情勢や収集した差別の事例などを踏まえ、規定の見直しも含めた検討を行つていきたいと考えています。



福岡市障がい者差別解消条例

(福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例)

○経緯

H28.4 障害者差別解消法施行

H28.7 福岡市保健福祉審議会へ諮問(条例案に盛り込む内容について)

H28.8～H29.3 福岡市障がいを理由とする差別を解消するための条例検討会議(全8回)

※有識者4名、当事者6名、事業者3名、市民等5名

H30.1～2 パブリック・コメント

H30.2 福岡市障がい者差別解消条例案タウンミーティング

H30.5 福岡市保健福祉審議会より答申

H30.6 福岡市議会 条例案可決

平成31年1月施行



地下鉄七隈線天神南駅の券売機は、車椅子ユーザーでも使いやすい高さに設定しています。

○条例の基本的な考え方

- 1 障がいを理由として不当な差別的取扱いを行うことは重大な人権侵害であること
- 2 障がい者との交流を通じた相互理解を深めること
- 3 障がい者への合理的配慮の考え方を広く事業者や市民に啓発することが重要であること
- 4 差別をする側とされる側とに分けた対立構造とすることでなく、相互の立場を踏まえた建設的な対話をを行うことが重要であり、それを踏まえた相談体制を構築すること
- 5 差別に関する紛争が発生してしまった場合に備えて、実効性のある紛争解決手段を構築すること

※合理的配慮とは

障がい者が日常生活等で受けける様々な制限の原因となるもの(社会的障壁)を除去するため、特定の障がい者に対して個別の状況に応じて講じられる措置のこと。(例)筆談、読み上げ、車いすの乗降介助

○規定の概要

【責務・役割】(第3条～第5条関係)

- ・市：障がいや障がい者等に対する理解の促進を図り、差別解消施策を実施
- ・事業者：差別解消の取組みを積極的に行い、市の施策に協力するよう努める
- ・市民：差別をなくし、共に生きる社会の構築に寄与するよう努める

【市の基本的な施策】(第9条～第13条関係)

- ・障がいや障がい者等の理解を深めるための啓発活動等の実施
- ・障がい者と障がい者でない者の交流の推進に必要な施策の実施
- ・差別の解消に関する施策を実施するための必要な財政上の措置 等

【相談体制】(第11条・第14条関係)

- ・「身近さ」と「専門性」が両立するような相談体制を整備
- ・障がい者本人だけでなく、家族や関係者、事業者の側からも相談が可能

【指導・紛争解決体制】(第15条～第31条関係)

- ・市による指導・助言等の実施
- ・附属機関の設置
- 《福岡市障がい者差別解消推進会議》
差別解消に関する施策の調査審議、市が指導・助言を行うべきか否かの意見等
- 《福岡市障がい者差別解消審査会》
市が勧告を行うべきか否かの意見

【不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供】(第7条・第8条関係)

- ・市及び事業者は、不当な差別的取扱いをしてはならない
- ・市は、合理的配慮をしなければならない
- ・事業者は、合理的配慮をするように努めなければならない

※ なお、附則で「3年後の条例の見直しの規定」を置いており、社会における合理的配慮の浸透の状況等を踏まえ、規定の見直しを検討していく予定



福岡市内の障がい者に配慮されたお店を紹介!!

今回、ときめきFukuoka編集長おすすめのお店として、視覚障がい者に配慮された2つのお店、「bills福岡」と「和菓子 加美家製菓」をご紹介します。



盲導犬を連れて店内で食事ができます!



屋外のテラスで午後のひととき♪



bills福岡(ビルズふくおか)



シドニー発のオールディカジュアルダイニングとして、西日本エリア第1号店を出店。西中洲の水上公園内にあり、モダンな店内はゆったりした空間となっており、天気の良い日は屋外のテラス席でも心地よく食事をすることができます。盲導犬、聴導犬、介助犬の入店が可能です。※今回の表紙撮影場所としてご協力いただきました。

福岡市中央区西中洲13-1 水上公園内
SHIP'S GARDEN 1階 ☎092-733-2555

【11月号の表紙にご協力いただいたみなさん】
右から安田律子様、安田様の盲導犬(現在訓練中)、
片山由美子様、片山様の盲導犬フローラ、
小林真奈美様(bills福岡店長)



お店のおすすめを点字メニューで確認する視覚障がい者の衛藤文江さん♪



併設するカフェで白玉ぜんざいを美味しくいただきました♡

和菓子 加美家製菓
(わがしかみやせいか)



享保二年創業、唐人町商店街にあり歴史と伝統ある老舗の和菓子屋さんです。黒田武士餅、饅頭など和菓子は絶品。店舗奥に併設したカフェは落ち着いた雰囲気で、ぜんざいや和菓子をいただくことができます。視覚障がい者用に点字メニュー表がありますので、必要時は店員さんに声をかけてください。

福岡市中央区唐人町1-2-19
唐人町商店街内東側 ☎092-751-1250

今回、表紙及び特集ページの撮影にご協力いただきました視覚障がい者の3名の方、「bills福岡」、「和菓子 加美家製菓」のスタッフの方々、ありがとうございました。